

## 英国が統一特許裁判所協定を批准：統一特許裁判所が機能するための批准手続の完了に 一歩近づく

2018年4月26日、英国は、統一特許裁判所協定を批准し、この協定によるとEU法の解釈に関する質問を提出することができる欧州司法裁判所の保持する役割についての全ての不確定要素にもかかわらず、この協定を批准すると表明する意思は純粋かつ真摯なものであると認めた。確かに、欧州司法裁判所によって確実にされるEU法の優位は、英国がEUを離脱し専ら国内の機関および法律の適用を求める英国国民投票の結果と相いれないと一般に考えられている。

また、2019年3月29日に計画されている英国のEU離脱後に、統一特許裁判所協定への継続参加を確実にするために、どのような対策を講じねばならないかは、依然として不明確である。このような対策を確実にするための法的選択肢がいくつかあり、EU離脱後の英国を統一特許裁判所に留めさせるために統一特許裁判所協定第2条と第84条を修正することや、欧州特許条約（EPC）第142条を利用することを含む。後者のEPC規定は、非EU多国間条約であるため、英国国民投票の結果と完全に両立し、EPC締約国のグループ内において、欧州特許が全てのこのような締約国について単一特許となることを定める特別な協定を締結する可能性を定めている。しかし、一方、統一特許裁判所協定を修正する権限を有する団体である行政協定は、仮適用段階が始まらない限り、即ち、最後の必須参加国であるドイツが統一特許裁判所協定に署名した後でないと、行動することができない。また、統一特許裁判所協定第87条に従うならば、締約加盟国が一国でも修正に反対すると、全締約加盟国による検討会議が必要となるため、手続きを更に進める前に何年も要する可能性がある。他方、EPC第142条に定められた選択肢を実施するには、更なる交渉と対応する時間とが必要であろう。

英国国民投票後から英国が批准するまでの期間と比べ、批准手続の完了に我々は一歩近づき、統一特許裁判所が機能するために本協定をこれから批准しなければならない唯一の必須参加国はドイツである。

しかし、ドイツ憲法を侵害していると申し立てて統一特許裁判所法案に対して提出された係争中の違憲審査について、ドイツ最高裁判所がどのような判断を下すか、まだ不明である。この問題に関連して、この係争中の訴状は、おそらく、欧州特許庁審判部の独立性欠如の申立に基づく4件の追加の係争中訴状と共に、今年対処される見通しである。

最も楽観的なシナリオ、即ち、2019年3月29日までにドイツ最高裁判所が係争中の訴状を却下し、ドイツが本協定を批准すると仮定したならば、統一特許裁判所協定の発効が見込まれる目標期日は、2019年中頃であろう。しかし、上記に指摘した依然として残っている不確定要素のために、楽観的になり過ぎるわけにはいかず、更なる遅延が起こり得る。

オーシャ・リャンは、状況を引き続き注視し、状況がより明らかになり次第、新しい最早不参加日を含む関連ニュースをお伝えします。ご質問があれば、[giovannini@oshaliang.eu](mailto:giovannini@oshaliang.eu)のフランセスカ・ジョバンニーニ、あるいは通常のオーシャ・リャン連絡先までご連絡ください。